

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

熊本市は、九州の中央に位置する地理的特性を活かし、古くから九州各地を結ぶ交通の結節点として発展し、城下町として栄え、戦前は国の出先機関が集積するなど、九州の中核をなす拠点都市として発展してきた。

本市の産業は、清冽な水と肥沃な大地をはじめとした豊かな地域資源を生かし、商業及びサービス業を中心としながら、全国でも高い生産性を誇る都市型農業の展開、それを基にした食品製造業、そのほか半導体産業、輸送機器産業等の多様な産業の集積を図り、九州屈指の拠点都市として今日の発展を遂げてきた。その発展のための大きな力となったのは、本市の事業者の多くを占める中小企業者である。中小企業者は、生産、流通等の本市の経済活動及び地域の歴史、伝統、文化等の全般において重要な役割を果たすとともに、地域におけるまちづくりの担い手として、雇用と経済を支え、市民生活の向上をもたらしてきた。

しなしながら、近年の経済国際化や少子高齢化、若年層を中心とした生産年齢人口の県外への流出等により、経済的社会的環境が大きく変化し、中小企業者の多くは、人手不足・後継者不足等の課題に直面している。また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や、原材料・エネルギーの価格高騰が更なる追い打ちとなり、地域産業の多くが極めて厳しい経営環境におかれている。現状を放置すると、長い歴史を経て形成された本市の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、本市独自の取組みとして、販路開拓・技術開発支援や金融支援、人材確保支援等を講じてきたところであり、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに後継者が引き継ぎたい、域内で働きたいと思えるような魅力的な企業にしていく取組みを支援していくことが、喫緊の課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、九州の中核をなす拠点都市として、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に120件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上（五年間の先端設備等導入計画の場合は5年後までに15%以上、四年間の先端設備等導入計画の場合は4年後までに12%以上、三年間の先端設備等導入計画の場合は3年後までに9%以上）

向上することを目標とする。

労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものとす。

2 先端設備等の種類

熊本市の産業は、商業及びサービス業、農林水産業、製造業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く、事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）については、雇用の創出、産業集積に繋がらないため、市内に所在する事業所等（当該事業所に常時勤務する従業員がいる事業所等に限る。）の敷地内に設置するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

熊本市の産業は、県内最大の商業・業務集積地である中心市街地をはじめ、周辺部では、食品製造業、半導体産業等の製造業が集積し、このほか各地域の特色を活かした農林水産業が営まれる等、多様な産業が広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、熊本市全域とする。

（2）対象業種・事業

熊本市の産業は、商業及びサービス業、農林水産業、製造業と多岐に渡り、多様な業種が熊本市の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、2年間（令和5年7月6日～令和7年7月5日）とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした取組を、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- (2) 公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- (3) 市税滞納者に係る先端設備等導入計画は、認定の対象としない。
- (4) 認定を受けた事業者は、先端設備等導入計画の進捗状況を把握し、自己評価を実施すること。また、熊本市が実施する先端設備等導入計画の進捗状況調査について協力を行うこと。